

令和 5 年度 税制改正 要望事項 (新設・拡充・延長)

(農林水産省 林野庁 企画課)

項目名	信用保証協会等が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減措置 (②独立行政法人農林漁業信用基金)											
税目	登録免許税 (措法 78②二)											
要望の内容	<p>独立行政法人農林漁業信用基金 (以下「信用基金」という。) が行う債務保証業務に係る担保の抵当権設定登記について、登録免許税の税率軽減措置 (本則 4/1,000→特例 1.5/1,000) の適用期限の 2 年延長 (令和 7 年 3 月 31 日まで)。</p> <table border="1" data-bbox="874 831 1490 999"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>—</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>(制度自体の減収額)</td> <td>(—</td> <td>百万円)</td> </tr> <tr> <td>(改正増減収額)</td> <td>(—</td> <td>百万円)</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	—	百万円	(制度自体の減収額)	(—	百万円)	(改正増減収額)	(—	百万円)
平年度の減収見込額	—	百万円										
(制度自体の減収額)	(—	百万円)										
(改正増減収額)	(—	百万円)										
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>森林・林業基本計画 (令和 3 年 6 月閣議決定) においては、林業経営基盤の強化等のため、金融・税制上の措置の活用を進めることとされている。</p> <p>信用基金は、林業信用保証業務において、信用力の脆弱な林業者等の信用力を補完 (債務保証) し、林業経営等に必要な資金の融通の円滑化を図ることにより、林業・木材産業の健全な発展に資することを目的としている。</p> <p>この目的の達成のため、債務保証利用時の担保の抵当権設定登記等に係る登録免許税の軽減措置を講じ、林業者等の負担軽減による資金融通の円滑化を図る必要がある。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>国土の約 3 分の 2 を占める森林は、国土の保全、水源のかん養、林産物の供給等、多面的機能の発揮により、国民生活及び国民経済の安定に欠くことができないものである。将来にわたってその適正な整備及び保全を図るためには、林業生産活動の継続が重要であり、その持続的かつ健全な発展を促す必要がある。</p> <p>特に、戦後造成された人工林が本格的な利用期を迎える中、平成 31 年 4 月に森林経営管理法が施行されたほか、令和元年 6 月には同法に基づく森林経営管理制度の要となる林業経営者の育成を後押しするため、国有林野の管理経営に関する法律が改正されるなど、森林資源の循環利用のための新たな仕組みが措置された。</p> <p>これに伴い、信用基金においても制度の下支えを図るべく、業務の追加や債務保証対象者の拡大等が講じられたところ。</p> <p>信用基金が行う債務保証は、林業生産活動を担う林業者等の信用力を補完し、経営展開のために必要な資金の融通の円滑化のための制度であり、林業・木材産業の健全な発展に貢献するものである。</p> <p>このため、債務の保証にあたり、担保設定を行う林業者等に対し登録免許税の軽減措置を講じることは、林業者等の負担軽減を通じた資金融通の円滑化に必要である。</p>											

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展</p> <p>《政策分野》 林産物の供給及び利用の確保</p>											
		政策の達成目標	林業者等の信用を補完する債務保証制度の性格上、単独でアウトカムとして数値目標を設定するにはなじまないが、近年の債務保証実績を目安とすることにより、森林・林業基本計画の実現に寄与するものとする。											
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和5年4月1日～令和7年3月31日（2年間）											
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。											
		政策目標の達成状況	<p>林業者等の信用を補完する債務保証制度の性格上、単独でアウトカムとして数値目標を設定するにはなじまないが、債務保証の引受実績としては次のとおり。</p> <p>信用基金の債務保証の引受実績 (単位：億円)</p> <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H29年度</th> <th>H30年度</th> <th>R1年度</th> <th>R2年度</th> <th>R3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保証実績</td> <td>273</td> <td>283</td> <td>317</td> <td>294</td> <td>208</td> </tr> </tbody> </table>	年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	保証実績	273	283	317	294
	年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度								
	保証実績	273	283	317	294	208								
	有効性	要望の措置の適用見込み	<p>令和5年度適用事業者数（見込） 8件</p> <p>令和5年度適用減税額（見込） 0.74百万円</p>											
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	林業者等の信用を補完する債務保証制度の性格上、本措置の適用による効果を定量的に示すことは困難であるが、本措置により林業者等が債務保証を利用する際の負担が軽減され、資金融通の円滑化が図られることで、林業経営の改善に貢献する。											
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	なし											
予算上の措置等の要求内容及び金額		<p>林業信用保証事業交付金 【令和4年度当初予算額：440百万円】</p> <p>信用基金に対し、債務保証に係る保証料率の軽減及び信用基金の財務基盤の維持を図るための支援等を実施する事業である。</p>												
上記の予算上の措置等と要望項目との関係		<p>上記予算は、信用基金における林業信用保証業務の収入（保証料及び求償権回収）と支出（代位弁済）の収支差額の補填等について支援するものである。</p> <p>要望項目については、保証利用者の担保の抵当権設定登記に係る登録免許税の軽減措置を講ずるものである。</p>												

		<p>信用基金は、国等の出資を受けて信用力の脆弱な林業者等が融資を受ける際にその信用力を補完し、資金融通の円滑化を通じて、林業者等の経営改善等による林業・木材産業の健全な発展に資することを目的として設立された法人であり、公的保証機関として位置づけられている。</p> <p>本措置は、公的保証機関である信用基金が債務保証を行う際、担保設定が必要な保証利用者の負担を軽減し、資金融通を円滑にするという目的で、信用保証協会等による債務保証に係る措置と同様のものである。</p> <p>また、担保設定の効果は信用基金の求償権の確保にも通じることから、公的資金の支出増のリスク軽減にも資する。</p> <p>これらのことから、引き続き本措置が必要である。</p>																
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<p>(単位：件、百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者数</td> <td>1,045</td> <td>932</td> <td>709</td> </tr> <tr> <td>適用事業者数</td> <td>1 (9)</td> <td>0 (13)</td> <td>0 (13)</td> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>0.2 (0.9)</td> <td>0 (1.2)</td> <td>0 (1.2)</td> </tr> </tbody> </table> <p>本措置は、信用保証協会等による債務保証に係る措置と同様に信用力の脆弱な林業者等全体を対象とする制度であり、特定の者に偏ってはいない。</p>	年度	R1	R2	R3	対象者数	1,045	932	709	適用事業者数	1 (9)	0 (13)	0 (13)	減収額	0.2 (0.9)	0 (1.2)	0 (1.2)
	年度	R1	R2	R3														
	対象者数	1,045	932	709														
	適用事業者数	1 (9)	0 (13)	0 (13)														
	減収額	0.2 (0.9)	0 (1.2)	0 (1.2)														
租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—																	
租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	保証利用者の信用力を補完する債務保証制度の性格上、本措置の適用のみによる効果を定量的に示すことは困難であるが、本措置により保証利用者の負担を軽減し、資金融通の円滑化が図られることで、林業・木材産業の健全な発展に資する。																	
前回要望時の達成目標	本要望の性格上、達成目標は示していない。																	
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	本要望の性格上、達成目標は示していない。																	
これまでの要望経緯	昭和48年に創設、以降2年ごとに適用期限を延長してきた。平成23年に軽減税率を1,000分の1.5(従来：1,000分の1)に引き上げた上、適用期限を2年延長している。																	